

議提第8号

女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める
意見書の提出について

上記の議案を、小松島市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

令和2年12月18日

小松島市議会議長 出口 憲二郎 殿

提 出 者	小松島市議会議員	池 渕	彰
		”	前 川 英 貴
		”	井 村 保 裕
		”	廣 田 和 三
		”	津 川 孝 善

女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を 求める意見書

女性差別撤廃条約選択議定書（以下、「議定書」という。）は、女性差別撤廃条約（以下、「条約」という。）の実効性を確保するために1999年の第54回国連総会で採択され、2020年2月現在、締約国189か国中114か国が批准しています。

選択議定書は、「個人通報制度」と「調査制度」の2つの制度を定めています。

「個人通報制度」とは、条約締約国の個人または集団は、条約で保障されている権利が侵害された時、女性差別撤廃委員会に通報して救済を申し立てることができる制度で、「調査制度」は、通報を受けた女性差別撤廃委員会が、その内容を調査し、通報した人と当事国に調査結果を意見・勧告とともに通知する制度です。通知を受けた当事国は、6か月以内に女性差別撤廃委員会に回答書を提出しなければなりません。

女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追及することに合意」しています。国連が定めた国際的な基準の適用を積極的に国内で進めることが、締約国である日本政府の役割です。

2016年に日本の条約実施状況を審議した女性差別撤廃委員会や、2017年に日本の人権状況の普遍的定期審査を行った国連人権理事会は、選択議定書の批准を再三日本政府に勧告しています。

2015年から2020年までを計画期間とする国の第4次男女共同参画基本計画は、「条約の積極的遵守等に努める」「選択議定書については、早期批准について真剣に検討を進める」と明記しています。政府は第4次計画のとおり、選択議定書をすみやかに批准してください。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和2年12月18日

小松島市議会

提出先

衆議院議長 大島 理森 殿
参議院議長 山東 昭子 殿